

● 申告期間 2月16日(金)～3月15日(木)

※所得税の還付申告は、1月から室蘭税務署と市税務グループで受け付けしています。

● 市が行う申告受付場所・日時

場 所	日 時	
市役所本庁舎 3階第1会議室	2月16日(金)～3月15日(木) (土・日曜日を除く)	9時～11時30分 13時～16時30分 ※事業所得などの 確定申告は、受 け付けしません。
市役所本庁舎 1階6番窓口	2月25日(日)・3月4日(日)	
鷺別公民館	2月22日(木)・23日(金)・3月1日(木)	
婦人センター	2月26日(月)・27日(火)	
登別温泉ふれあいセンター	3月2日(金)	

平成19年度から 市・道民税が大きく変わります

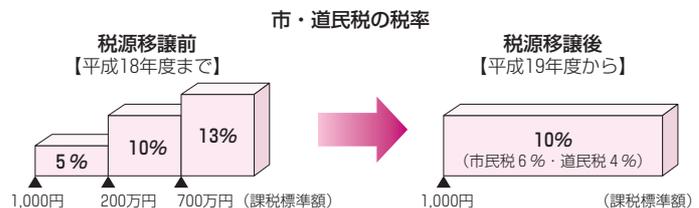
平成19年度市・道民税は、平成19年1月1日現在、居住している市町村で、確定申告書や市・道民税申告書、勤務先から市に提出される給与支払報告書などの課税資料をもとに、平成18年1月1日から12月31日までの1年間の所得に対して、今年の6月に課税されます。平成19年度は、国の税制改正や国から地方への税源移譲が行われることにより、市・道民税が大きく変わります。



①市・道民税の税率が一律10%になります

現在、市・道民税の所得割(※1)の税率は、課税標準額(※2)に応じて5%、10%、13%の3段階に分かれています。平成19年度(平成19年6月分)から課税標準額にかかわらず一律10%になります。

これにより、これまで市・道民税の税率が5%だった方は10%になり、市・道民税の税額は増えることとなります。



※1 所得割…課税標準額に税率をかけたもの。

※2 課税標準額…収入から所得控除や扶養控除、社会保険料控除などを引いた金額。

②定率減税が廃止されます

国の税制改正により、平成19年度市・道民税から定率減税(市・道民税の所得割額の7.5%相当額を減税)が廃止されます。これにより、税の負担額は増えることとなります。

③65歳以上の方に対する非課税措置廃止に伴う経過措置

国の税制改正により、平成18年度市・道民税から、平成18年1月1日現在において65歳以上(昭和16年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する非課税措置が廃止されました。

ただし、平成17年1月1日現在において65歳以上(昭和15年1月2日以前に生まれた方)で、前年の合計所得金額が125万円以下の方に対する市・道民税は、経過措置として平成18年度と平成19年度に限り、次のとおり減額されます(平成20年度からは、全額課税になります)。

区分	平成18年度	平成19年度	平成20年度
均等割	税額の3分の2を減額 市民税 3,000円→1,000円 道民税 1,000円→300円	税額の3分の1を減額 市民税 3,000円→2,000円 道民税 1,000円→600円	減額無し(全額課税) 市民税 3,000円 道民税 1,000円
所得割	税額の3分の2を減額	税額の3分の1を減額	減額無し(全額課税)

問い合わせ

税務グループ (☎85) 1155・FAX (85) 1108)

Eメール: tax@city.noboribetsu.hokkaido.jp